

別記算式第1（第12条関係）

$$(A \times \alpha + B \times \alpha + C \times \alpha) - (a_1 + a_2 + b_1)$$

備考

α は、第13条の規定により求められる貸倒実績率

A、B、C、 a_1 、 a_2 及び b_1 は、次の表のとおり

		T-2	T-1	T
T-2 調定分	不納欠損額	/	a1	a2
	年度末未収額	A		
T-1 調定分	不納欠損額	/	/	b1
	年度末未収額	/	B	
T 調定分	不納欠損額	/	/	/
	年度末未収額	/	/	C

(※) Tは当該事業年度、T-1は前事業年度、T-2は前々事業年度を指す。

別記算式第2（第13条関係）

$$\left\{ \frac{(a_1+a_2+a_3+A')}{A} + \frac{(b_1+b_2+b_3+B')}{B} + \frac{(c_1+c_2+c_3+C')}{C} \right\} \div 3$$

備考

各係数は、次の表のとおり

		T-5	T-4	T-3	T-2	T-1	T
T-5 調定分	不納欠損額	/	a1	a2	a3	/	/
	年度末未収額	A			A'	/	/
T-4 調定分	不納欠損額	/	/	b1	b2	b3	/
	年度末未収額	/	B			B'	/
T-3 調定分	不納欠損額	/	/	/	c1	c2	c3
	年度末未収額	/	/	C			C'

(※) Tは当該事業年度、T-1は前事業年度、T-2は前々事業年度を指し、T-3以降も同様である。